

## 先行審査プラントの記載との比較表 (V-1-10-2 設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画 (原子炉本体))

玄海原子力発電所 3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7号機	備考
		<p><a href="#">設工認</a>に必要な設計の要求事項を、V-1-10-1「<a href="#">設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書</a>」(以下「V-1-10-1」という。)の「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」に示す事項とした。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>表現上の差異</li> <li>図書名称等の差異（図書名称及び読み込み表現の差異については、本事項に代表して記載し、以下備考欄の記載を省略する。）</li> </ul>
		<p><a href="#">工認プロジェクト (原子炉設備チーム)</a>は、V-1-10-1の「3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定」に基づき、設置許可基準規則、<a href="#">安全審査指針</a>、技術基準規則、<a href="#">旧技術基準規則及び設置変更許可申請書</a>をインプットとして、設計基準対象施設と重大事故等対処設備に係る機能ごとに「原子炉本体」を抽出するとともに、それらのうち号機間で共用する設備を明確にし、<a href="#">工認プロジェクト (品質保証チーム)</a>は、その抽出した結果をアウトプットとして様式-2に整理した。</p> <p><a href="#">工認プロジェクト品質保証チーム管理者</a>は、<a href="#">工認プロジェクト (品質保証チーム)</a>が取りまとめた様式-2について、V-1-10-1の「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」で明記している設計に必要な要求事項が適切か、またこの要求事項に対して必要な機器等が抜けなく抽出されているかの観点でレビューし、承認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>組織に係る体制の差異（組織に係る体制の差異については、本事項に代表して記載し、以下備考欄の記載を省略する。）</li> <li>設備構成の差異（柏崎刈羽は号機間共用する設備を様式-2で整理している。）</li> <li>差異なし</li> </ul>
		<p><a href="#">工認プロジェクト (原子炉設備チーム)</a>は、V-1-10-1の「3.3.3(1) 基本設計方針の作成（設計1）」に基づき、技術基準規則をインプットとして、<a href="#">技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方及び技術基準規則の条文単位での適用を明確にし、<a href="#">工認プロジェクト (品質保証チーム)</a>は、その明確にした結果をアウトプットとして様式-3に取りまとめた。</a></p> <p><a href="#">工認プロジェクト (品質保証チーム)</a>は、様式-3をインプットとして、条文と施設の関係を一覧に整理し、アウトプ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>表現上の差異</li> <li>差異なし</li> </ul>

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7号機との差異

■：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>ットとして様式-4に取りまとめた。</p> <p><u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）</u>は、実用炉規則別表第二、技術基準規則、様式-2及び様式-4をインプットとして、抽出した機器に適用される技術基準規則の条項号及び条項号ごとに詳細な検討が必要となる項目を整理し、<u>工認プロジェクト（品質保証チーム）</u>は、抽出した機器を実用炉規則別表第二の施設区分ごとに並び替えるとともに、<u>その整理した結果をアウトプットとして様式-5-1</u>に取りまとめた。</p> <p><u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）</u>は、設置許可基準規則、技術基準規則及び設置変更許可申請書をインプットとして、V-1-10-1 の「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」で明記した要求事項を満たすために必要な基本設計方針を策定し、<u>工認プロジェクト（品質保証チーム）</u>は、<u>その策定した結果をアウトプットとして、各条文の設計の考え方を様式-6に、要求事項との対比を明示した基本設計方針を様式-7に取りまとめた。</u></p> <p><u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）</u>は、基本設計方針をインプットとして、既工認や他プラントの状況を参考にして、各機器の耐震重要度分類、機器クラス、兼用する際の登録の考え方及び適合性確認対象設備に必要な設工認書類との関連を明確にし、<u>工認プロジェクト（品質保証チーム）</u>は、<u>その明確にした結果をアウトプットとして様式-5-2</u>に取りまとめた。</p> <p><u>工認プロジェクト品質保証チーム管理者は、工認プロジェクト（品質保証チーム）</u>が取りまとめた、<u>様式-3、様式-4、様式-5-1、様式-5-2</u>、<u>様式-6</u>及び<u>様式-7</u>について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>表現上の差異</li> <li>資料構成の差異（柏崎刈羽は、様式-5を様式-5-1、様式-5-2として作成している。）</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>表現上の差異</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>インプットの差異</li> <li>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部改正に伴う、使用する用語の差異（以下「新検査制度移行に伴う表現の差異」という。）</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>表現上の差異</li> <li>資料構成の差異（柏崎刈羽は、様式-5を様式-5-1、様式-5-2として作成している。）</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>資料構成の差異（柏崎刈羽は、様式-5を様式-5-1、様式-5-2として作成して</li> </ul>

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>て、V-1-10-1 の「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」で明記している設計に必要な要求事項に対して、設計方針が抜けなく設定されているかの観点でレビューし、承認した。</p>	いる。)
		<p><u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）</u>は、様式-2 で抽出した機器に対し、詳細な検討が必要となる設計の要求事項を明記している<u>様式-5-1, 様式-5-2</u> 及び基本設計方針をインプットとして、該当する条文の基本設計方針に対する適合性を確保するための詳細設計を実施し、<u>工認プロジェクト（品質保証チーム）</u>は、その<u>詳細設計の結果</u>をアウトプットとして様式-8 の「工認設計結果（要目表／設計方針）」欄に取りまとめた。</p> <p><u>工認プロジェクト品質保証チーム管理者</u>は、「運用要求」に分類した基本設計方針を取りまとめ、<u>保安管理グループマネージャ</u>に必要な検討を依頼した。</p> <p><u>工認プロジェクト品質保証チーム管理者</u>は、<u>工認プロジェクト（品質保証チーム）</u>が取りまとめた様式-8 の「工認設計結果（要目表／設計方針）」欄について、V-1-10-1 の「3.3.3(1) 基本設計方針の作成（設計 1）」で明記している施設ごとの基本設計方針に対する必要な設計が行われているか、詳細な検討が必要な事項について設計が行われているかの二つの観点で<u>レビューし、承認</u>した。</p> <p>基本設計方針の設計要求事項ごとの詳細設計の実績を、その実績のレビュー、設計の体制及び外部との情報伝達に関する実施状況を含めて、以下の「1.」以降に示す。（【】は、<u>設工認書類</u>との関連）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料構成の差異（柏崎刈羽は、様式-5 を様式-5-1, 様式-5-2 として作成している。）</li> <li>・表現上の差異</li> <li>・差異なし</li> <li>・資料構成の差異（柏崎刈羽は、様式-8 の横軸を V-1-10-1 の「3.3.3(1) 基本設計方針の作成（設計 1）」で作成した施設ごとの基本設計方針としている。）</li> <li>・表現上の差異（設計 2 をレビュー・承認していることを明確に記載した。）</li> <li>・新検査制度移行に伴う表現の差異</li> </ul>
		<p>1. 共通的に適用される設計</p> <p>共通的に適用される設計項目に対する設計を、以下に示すとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術基準規則第 4 条（設計基準対象施設の地盤）の適合に</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・差異なし</li> <li>・差異なし</li> </ul>

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異

■：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>必要な設計を V-1-10-4 「<a href="#">設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画 原子炉冷却系統施設</a>」(以下「V-1-10-4」という。) の「2. 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の地盤の設計」で実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術基準規則第 5 条（地震による損傷の防止）の適合に必要な設計を V-1-10-4 <a href="#">の</a>「4. 地震による損傷防止に関する設計」で実施した。</li> <li>・技術基準規則第 6 条（津波による損傷の防止）の適合に必要な設計を V-1-10-4 <a href="#">の</a>「5. 津波による損傷防止設計」で実施した。</li> <li>・技術基準規則第 7 条（外部からの衝撃による損傷の防止）の適合に必要な設計を V-1-10-4 <a href="#">の</a>「6. 自然現象等への配慮に関する設計」で実施した。</li> <li>・技術基準規則第 9 条（発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止）の適合に必要な設計を V-1-10-4 <a href="#">の</a>「8. 不法な侵入等の防止設計」で実施した。</li> <li>・技術基準規則第 11 条（火災による損傷の防止）の適合に必要な設計を V-1-10-4 <a href="#">の</a>「9. 火災による損傷の防止」で実施した。</li> <li>・技術基準規則第 12 条（発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止）の適合に必要な設計を V-1-10-4 <a href="#">の</a>「10. 溢水による損傷防止設計」で実施した。</li> <li>・技術基準規則第 13 条（安全避難通路等）の適合に必要な設計を V-1-10-4 <a href="#">の</a>「13. 安全避難通路等に係る設計」及び「14. 非常用照明に係る設計」で実施した。</li> </ul> <p>2. 原子炉本体の設計  <a href="#">工認プロジェクト (原子炉設備チーム)</a>は、様式-2 及び基本設計方針をインプットとして、「1. 共通的に適用される設計」を除き原子炉本体に必要な設計の要求事項に変更が</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表現上の差異</li> <li>・表現上の差異</li> <li>・差異なし</li> <li>・差異なし</li> <li>・表現上の差異</li> <li>・差異なし</li> <li>・差異なし</li> <li>・資料構成の差異</li> <li>・表現上の差異</li> </ul>

青字 : 柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異

■ : 前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>ないこと、また、「1. 共通的に適用される設計」を除き原子炉本体として基本設計方針を受けて新たに設計が必要な項目がないことを確認し、その結果をアウトプットとして設備仕様に取りまとめた。</p> <p><a href="#">設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト（原子炉設備チーム）が取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</a></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>表現上の差異</li> </ul>
		<p><a href="#">【要目表】</a></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>表現上の差異（この段階で設計のまとまりとしてのプロセスが完了した表現としてアウトプットを記載している。）</li> </ul>
		<p><a href="#">3. 原子炉圧力容器及び原子炉冷却材再循環ポンプモータケーシングの脆性破壊防止に係る設計</a></p> <p><a href="#">3.1 基本方針及び評価方針の設定</a></p> <p><a href="#">工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、基本設計方針及び「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」をインプットとして、原子炉圧力容器及び原子炉冷却材再循環ポンプモータケーシング（以下「モータケーシング」という。）の脆性破壊防止に関する基本方針を定め、アウトプットとして原子炉圧力容器の脆性破壊防止に関する設計資料に取りまとめた。</a></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設備構成の差異（柏崎刈羽は、設備構成の違いにより大項目を分けて記載し、項目名にて脆性破壊防止に係る設計であることを記載している。）</li> <li>設備構成の差異（柏崎刈羽は原子炉冷却材再循環ポンプモータケーシングについても脆性破壊に係る設計を行っている。）</li> <li>項目番号の差異（項目番号の差異については、本事項に代表して記載し、以下備考欄の記載を省略する。）</li> <li>インプットの差異</li> <li>表現上の差異</li> </ul>
		<p><a href="#">3.2 評価対象の抽出及び評価方法の設定</a></p> <p><a href="#">設備技術グループマネージャは、設工認に必要な設計を行うための仕様書を作成し、V-1-10-1 の「3.6 設工認における調達管理の方法」に基づく調達管理を実施した。</a></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>表現上の差異</li> <li>記載の適正化（読み込み図書番号の適正化）</li> </ul>
		<p><a href="#">設備技術グループマネージャは、調達のうち解析について</a></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化（読み込み項目</li> </ul>

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		て、V-1-10-4 の「 <u>1. 設計に係る解析業務の管理</u> 」に従い、解析業務の調達管理を実施した。	名の適正化)
		<u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）</u> は、 <u>設備技術グループマネージャ</u> が行った調達の中で供給者に対し、原子炉圧力容器 <u>及びモータケーシング</u> の脆性破壊防止に関する評価を行う解析の実施を要求した。	・設備構成の差異
		供給者は、 <u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）からの要求を受けて</u> 、基本方針、設備図書 <u>及び</u> 供給者が所有する適用可能な図書をインプットとして、評価対象を抽出した。	・インプットの差異 ・表現上の差異
		供給者は、 <u>抽出した</u> 評価対象に対して、基本方針、設備図書、「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」、「JEAC4 201-2007」、「JEAC4 201-2007 (2010年追補版)」、「JEAC4 201-2007 (2013年追補版)」、「JEA C4 206-2007」 <u>及び</u> 供給者が所有する適用可能な図書をインプットとして、 <u>耐圧・漏えい試験時</u> 、供用状態A及びB、供用状態C及び供用状態D並びに重大事故等時における具体的な評価方法を定めた。	・表現上の差異 ・インプットの差異
		<u>3.3 評価の実施</u> 供給者は、「 <u>3.2 評価対象の抽出及び評価方法の設定</u> 」で定めた具体的な評価方法、設備図書及び供給者が所有する適用可能な図書をインプットとして、各供用状態、試験状態及び重大事故等時における原子炉圧力容器 <u>及びモータケーシング</u> の脆性破壊防止に関する評価を行い、 <u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）</u> により評価方針を満たす評価結果となっていることの確認を受け、 <u>その結果を</u> アウトプットとして業務報告書にまとめ、当社に提出した。	・インプットの差異 ・記載の適正化 ・設備構成の差異 ・表現上の差異
		<u>設備技術グループマネージャ</u> は、 <u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）の確認を受けて</u> 供給者が提出した業務報告書を承認した。	・表現上の差異
		<u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）</u> は、業務報告書をインプットとして、原子炉圧力容器 <u>及びモータケーシング</u> に使用する材料が通常運転時、運転時の異常な過渡変化時、設計基準事故時及び重大事故等時における使用条件に対して適	・設備構成の差異 ・表現上の差異

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異

■：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>切な破壊非性を有することを確認し、その結果をアウトプットとして<a href="#">原子炉圧力容器の脆性破壊防止に関する設計資料</a>に取りまとめた。</p> <p><a href="#">設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト（原子炉設備チーム）が取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</a></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>表現上の差異</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>表現上の差異（流路として機能することについて、先の文章中における適切な破壊非性を有することを確認した旨の記載に含まれており重複記載となるため記載しない。）</li> </ul>
		<p>【原子炉圧力容器の脆性破壊防止に関する説明書】</p> <p><a href="#">4. 原子炉本体の兼用に関する設計</a>  <a href="#">4.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認</a>  <a href="#">工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、原子炉本体の設備の設計にあたって、「4.1.1 系統構成の明確化」及び「4.1.2 兼用する機能の確認」により施設・設備区分を整理し、兼用する機能を確認したうえで、原子炉本体の設備設計を「4.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計」で実施した。</a></p> <p><a href="#">4.1.1 系統構成の明確化</a>  <a href="#">工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、「3.2 評価対象の抽出及び評価方法の設定」で設備技術グループマネージャが行った調達の中で供給者に対し、機能を兼用する機器を含む設備のうち、調達にて設計が必要な機器の仕様等に関する設計の実施を要求した。</a></p> <p><a href="#">工認プロジェクト（原子炉設備チーム）又は供給者は、V-1-10-1 の「第5図 主要な設備の設計」の「系統構成の明確化」に従い、様式-2、設置変更許可申請書及び基本設計方針をインプットとして、原子炉本体で設計を行う設備について、系統構成をそれぞれ明確にし、その結果をアウトプット</a></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料構成の差異</li> <li>記載方針の差異（柏崎刈羽は兼用に関する記載を主登録となる施設区分で記載する。）</li> <li>記載方針の差異（柏崎刈羽は兼用に関する記載を主登録となる施設区分で記載する。）</li> <li>記載方針の差異（柏崎刈羽は兼用に関する記載を主登録となる施設区分で記載する。）</li> </ul>

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p><u>トとして設備ごとに必要な機能単位の系統図に取りまとめた。</u></p> <p><u>供給者は、工認プロジェクト（原子炉設備チーム）により基本設計方針を満たす設計となっていることの確認を受け、アウトプットとして業務報告書を作成し、当社に提出した。</u></p> <p><u>設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト（原子炉設備チーム）の確認を受けて供給者が提出した業務報告書を承認した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載方針の差異（柏崎刈羽は兼用に関する記載を主登録となる施設区分で記載する。）</li> <li>記載方針の差異（柏崎刈羽は兼用に関する記載を主登録となる施設区分で記載する。）</li> </ul>
		<p><u>4.1.2 兼用する機能の確認</u></p> <p><u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、V-1-10-1 の「第5図 主要な設備の設計」の「兼用する機能の確認」に従い、様式-5-2 をインプットとして、原子炉本体が主登録となる機器について兼用する施設・設備区分を確認したうえで、様式-2 及び様式-5-1 をインプットとして関連する技術基準規則の条文及び兼用する機能を確認し、その結果をアウトプットとして機器ごとに必要な設定根拠の「(概要)」部分に取りまとめた。</u></p> <p><u>設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト（原子炉設備チーム）が取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</u></p> <p><u>【設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載方針の差異（柏崎刈羽は兼用に関する記載を主登録となる施設区分で記載する。）</li> <li>記載方針の差異（柏崎刈羽は兼用に関する記載を主登録となる施設区分で記載する。）</li> </ul>
		<p><u>4.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計</u></p> <p><u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、複数の機能を兼用する機器を含む以下の設備について、「4.2.1 兼用を含む原子炉本体の機器の仕様等に関する設計」及び「4.2.2 各機器固有の設計」に示すとおり設計を実施した。</u></p> <p><u>①炉心支持構造物</u></p> <p><u>②原子炉圧力容器本体</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載方針の差異（柏崎刈羽は兼用に関する記載を主登録となる施設区分で記載する。）</li> </ul>
		<p><u>4.2.1 兼用を含む原子炉本体の機器の仕様等に関する設計</u></p> <p><u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、「3.2 評価対象の抽出及び評価方法の設定」で設備技術グループマネージャが行った調達の中で供給者に対し、兼用を含む原子炉本体</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載方針の差異（柏崎刈羽は兼用に関する記載を主登録となる施設区分で記載する。）</li> </ul>

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異

■：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p><u>の機器の仕様等に関する設計の実施を要求した。</u></p> <p><u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）又は供給者は、V-1-10-1 の「第 5 図 主要な設備の設計」の「機器の仕様等に関する設計」に従い、「4.1.1 系統構成の明確化」で取りまとめた「機能単位の系統図」、「4.1.2 兼用する機能の確認」で取りまとめた「設定根拠の「(概要)」部分」、設備図書等をインプットとして、原子炉本体が主登録となる機器について兼用する機能ごとの使用条件を集約したうえで、仕様等に関する設計を実施し、設定根拠に取りまとめた。その結果をもとに、機器が設定根拠を満たす機能を有することを確認し、アウトプットとして機器ごとに必要な設備仕様、設定根拠、配置図及び構造図に取りまとめた。</u></p> <p><u>供給者は、工認プロジェクト（原子炉設備チーム）により基本設計方針を満たす設計となっていることの確認を受け、アウトプットとして業務報告書を作成し、当社に提出した。</u></p> <p><u>設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト（原子炉設備チーム）の確認を受けて供給者が提出した業務報告書を承認した。</u></p> <p><u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、基本設計方針及び業務報告書をインプットとして、機能を兼用する機器を含む設備の仕様等を決定するための設計が基本設計方針の要求を満たしていることを確認し、その結果をアウトプットとして設計資料に取りまとめた。</u></p> <p><u>設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト（原子炉設備チーム）が取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</u></p> <p><u>工認プロジェクト（共通パートチーム）は、原子炉本体で兼用する設備に係る設計のうち、健全性に係る「多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」、「悪影響防止等」、「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計を V-1-10-4 の「11. 健全性に係る設計」で実施した。</u></p> <p><u>4.2.2 各機器固有の設計</u>  <u>(1) 耐震評価</u>  <u>工認プロジェクト（耐震チーム及び原子炉設備チーム）は、原子炉本体が主登録となる機器の耐震評価を V-1-10-4</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載方針の差異（柏崎刈羽は兼用に関する記載を主登録となる施設区分で記載する。）</li> </ul>

青字 : 柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異

■ : 前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p><u>の「4. 地震による損傷防止に関する設計」で実施した。</u></p> <p><u>(2) 強度評価</u>  <u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、原子炉本体が主登録となる機器の強度評価をV-1-10-4の「12. 材料及び構造に係る設計」で実施した。</u></p> <p><u>【要目表】【設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】【機器の配置を明示した図面】【構造図】</u></p>	
		<p><u>5. 原子炉本体の基礎に関する設計</u></p> <p><u>5.1 評価方針の設定</u>  <u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、基本設計方針、既工認、設備図書並びにV-1-10-8「設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画 原子炉格納施設」の「2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計」及びV-1-10-4の「4. 地震による損傷防止に関する設計」で取りまとめた設計資料をインプットとして、原子炉本体の基礎が設計上定める条件において要求される強度を確保していることを評価するための評価方針を定めた。</u></p> <p><u>5.2 評価部位の抽出</u>  <u>設備技術グループマネージャは、調達のうち解析について、V-1-10-4の「1. 設計に係る解析業務の管理」に従い、解析業務の調達管理を実施した。</u></p> <p><u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、「3.2 評価対象の抽出及び評価方法の設定」で設備技術グループマネージャが行った調達の中で供給者に対し、原子炉本体の基礎に関する設計のうち評価部位の抽出及び評価の実施を要求した。</u></p> <p><u>供給者は、評価方針及び供給者が所有する適用可能な図書をインプットとして、原子炉本体の基礎に関する耐震評価及び強度評価を行うための考え方を取りまとめた。</u></p> <p><u>供給者は、その考え方をインプットとして、評価部位の抽出を行うとともに、評価部位ごとの使用材料を抽出して取りまとめた。</u></p> <p><u>5.3 評価方法の設定</u>  <u>供給者は、評価方針、既工認及び供給者が所有する適用可能な図書をインプットとして、構造強度評価及び強度評価について既工認の手法が適用可能であることを確認するととも</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載方針の差異（柏崎刈羽は兼用に関する記載を主登録となる施設区分で記載する。）</li> <li>記載方針の差異（柏崎刈羽は兼用に関する記載を主登録となる施設区分で記載する。）</li> <li>記載方針の差異（柏崎刈羽は原子炉圧力容器が主登録となる施設区分で記載する。）</li> <li>記載方針の差異（柏崎刈羽は原子炉圧力容器が主登録となる施設区分で記載する。）</li> <li>記載方針の差異（柏崎刈羽は原子炉圧力容器が主登録となる施設区分で記載する。）</li> <li>記載方針の差異（柏崎刈羽は原子炉圧力容器が主登録となる施設区分で記載する。）</li> <li>記載方針の差異（柏崎刈羽は原子炉圧力容器が主登録となる施設区分で記載する。）</li> </ul>

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<u>に、荷重の組合せ及び許容値を定めて表にとりまとめ、具体的な評価方法を定めた。</u>	
		<u>5.4 評価の実施</u> <u>供給者は、「5.3 評価方法の設定」で定めた具体的な評価方法及び供給者が所有する適用可能な図書をインプットとして、原子炉本体の基礎に関して、設計上定める条件において要求される強度を確保していることの評価を行い、工認プロジェクト（原子炉設備チーム）により評価方針を満たす評価結果となっていることの確認を受け、その結果をアウトプットとして業務報告書に取りまとめ、当社に提出した。</u>	・記載方針の差異（柏崎刈羽は原子炉圧力容器が主登録となる施設区分で記載する。）
		<u>設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト（原子炉設備チーム）の確認を受けて供給者が提出した業務報告書を承認した。</u>	・記載方針の差異（柏崎刈羽は原子炉圧力容器が主登録となる施設区分で記載する。）
		<u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、業務報告書をインプットとして、原子炉本体の基礎が設計上定める条件において要求される強度を確保していることを確認し、その結果をアウトプットとして原子炉本体の基礎に関する設計資料に取りまとめた。</u>	・記載方針の差異（柏崎刈羽は原子炉圧力容器が主登録となる施設区分で記載する。）
		<u>設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト（原子炉設備チーム）が取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</u>	・記載方針の差異（柏崎刈羽は原子炉圧力容器が主登録となる施設区分で記載する。）
		<u>【原子炉本体の基礎に関する説明書】</u>	・記載方針の差異（柏崎刈羽は原子炉圧力容器が主登録となる施設区分で記載する。）
		<u>工認プロジェクト品質保証チーム管理者は、V-1-10-1 の「3.3.3(1) 基本設計方針の作成（設計 1）」及びV-1-10-1 の「3.3.3(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計 2）」に基づき作成した設計資料について、これがV-1-10-1 の「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」で与えられた要求事項を満たしていることの検証を、原設計者以外の者に実施させ、承認した。</u>	・表現上の差異
		<u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム及び共通パートナー）は、V-1-10-1 の「3.3.3(4) 設工認申請書の作成」に基づき、適用される要求事項の抜けがないように管理して作成した基本設計方針（設計 1）及び適用される技術基準の条</u>	・新検査制度移行に伴う表現の差異

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>項に対応した基本設計方針を用いて実施した詳細設計の結果（設計 2）<u>並びに工事の方法を設工認</u>として整理することにより、<u>設工認申請書案を作成した。</u></p> <p><u>工認プロジェクトのプロジェクトマネージャ</u>は、V-1-10-1 の「3.3.3(4)e. 設工認申請書案のチェック」に基づき、<u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム共通パートチーム）</u>が作成した<u>設工認申請書案について、本社及び発電所の関係箇所のチェックを受けた。</u></p>	
		<p><u>工認プロジェクトのプロジェクトマネージャ</u>は、V-1-10-1 の「3.3.3(3) 設計のアウトプットに対する検証」及びV-1-10-1 の「3.3.3(4)e. 設工認申請書案のチェック」が終了した<u>設工認申請書案について、V-1-10-1 の「3.3.3(5) 設工認申請書の承認」</u>に基づき、<u>原子力発電保安運営委員会へ付議し、審議及び確認を得た。原子力発電保安運営委員会での審議、確認が終了した後、原子力発電保安委員会に付議し、審議及び確認を得た。</u></p> <p><u>また、原子力発電保安委員会の審議及び確認を得た設工認申請書案について、原子力設備管理部長の承認を得た。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新検査制度移行に伴う表現の差異</li> <li>会議体及び手続きの差異</li> </ul>
		<p>工事を主管する<u>箇所の長</u>は、V-1-10-1 の「3.4.1 設工認に基づく<u>設備の具体的な</u>設計の実施（設計 3）」に基づき、<u>設工認を実現するための具体的な設計を実施し、レビューし、承認するとともに、</u>決定した具体的な設計結果を様式-8 の「<u>設備の具体的な設計結果</u>」欄に取りまとめる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新検査制度移行に伴う表現の差異</li> <li>表現上の差異（設計 3 をレビュー・承認することを明確に記載した。）</li> </ul>
		<p>原子炉本体に関しては、「1. 共通的に適用される設計」を除き技術基準規則の要求事項に変更はなく、設備の変更は行っていないため、工事を主管する<u>箇所の長</u>は、<u>設工認</u>における調達を実施しない。</p> <p>工事を主管する<u>箇所の長</u>は、<u>使用前事業者</u>検査の計画検討時に追加工事が必要となった場合、V-1-10-1 の「3.6 設工</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新検査制度移行に伴う表現の差異</li> <li>表現上の差異</li> <li>新検査制度移行に伴う表現の差異</li> </ul>

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異

■：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>認における調達管理の方法」に基づき、供給者から必要な調達を実施する。</p> <p>調達に当たっては、V-1-10-1 の「3.6.3(1) 仕様書の作成」及び様式-8に基づき、必要な調達要求事項を「<u>仕様書</u>」へ明記し、供給者との情報伝達を確実に行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新検査制度移行に伴う表現の差異</li> </ul>
		<p><u>工事を主管する箇所の長</u>は、V-1-10-1 の「3.5.2 使用前事業者検査の計画」に基づき、<u>設工認の適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること</u>、技術基準規則に適合していることを確認するための<u>使用前事業者検査</u>を計画する。</p> <p><u>工事を主管する箇所の長</u>は、<u>使用前事業者検査</u>の計画に当たって、V-1-10-1 の「3.5.2(1) 使用前事業者検査の方法の決定」に基づき、検査項目及び検査方法を決定し、様式-8 の「確認方法」欄へ明記する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新検査制度移行に伴う表現の差異</li> </ul>
		<p>検査の取りまとめを主管する<u>箇所の長</u>は、<u>使用前事業者検査</u>を実施するための全体工程をV-1-10-1 の「3.5.3 検査計画の管理」に基づき管理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新検査制度移行に伴う表現の差異</li> </ul>
		<p>検査を<u>担当する箇所の長</u>は、V-1-10-1 の「3.5.2(1) 使用前事業者検査の方法の決定」で計画した<u>使用前事業者検査</u>を実施するため、V-1-10-1 の「3.5.5(4) 使用前事業者検査の検査要領書の作成」に基づき、以下の項目を明確にした「<u>検査要領書</u>」を作成し、<u>品質管理担当の審査を経て、検査実施責任者がこれを承認し、該当する主任技術者が確認する</u>。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「<u>検査目的</u>」、「<u>検査対象範囲</u>」、「<u>検査項目</u>」、「<u>検査方法</u>」、「<u>判定基準</u>」、「<u>検査体制</u>」、「<u>検査工程</u>」、「<u>不適合管理</u>」、「<u>検査手順</u>」、「<u>検査用計器</u>」、「<u>検査助勢を請負企業等へ依頼する場合は当該企業の管理に関する事項</u>」、「<u>検査の記録の管理</u>」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新検査制度移行に伴う表現の差異</li> <li>検査要領書で明確にする項目の差異</li> </ul>

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異

■：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p><u>関する事項」及び「検査成績書(様式)」</u></p> <p>工事を主管する<u>箇所の長</u>又は検査を<u>担当する箇所の長</u>は、V-1-10-1 の「3.7.2 識別管理及びトレーサビリティ」に基づき、<u>使用前事業者</u>検査対象設備を識別する。</p> <p>検査を<u>担当する箇所の長</u>は、V-1-10-1 の「3.5.5(3) 使用前事業者検査の体制」に基づき、<u>使用前事業者</u>検査の体制を構成する。</p> <p>検査員は、V-1-10-1 の「3.5.5 使用前事業者検査の実施」に基づき、「検査要領書」に基づき確立された検査体制の下で<u>使用前事業者</u>検査を実施し、その結果を検査実施責任者に報告する。</p> <p>報告を受けた検査実施責任者は、検査<u>プロセス</u>が検査要領書に基づき適切に実施されたこと、及び検査結果が判定基準に適合していることを確認し、<u>主任技術者の確認を得た後</u>、検査を<u>担当する箇所の長</u>に<u>検査完了の報告</u>を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新検査制度移行に伴う表現の差異</li> <li>新検査制度移行に伴う表現の差異</li> <li>新検査制度移行に伴う表現の差異</li> <li>検査プロセスの差異</li> </ul>

青字 : 柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異

■ : 前回提出時からの変更箇所